

秋田地方最低賃金審議会

秋田県特定最低賃金合同専門部会

議 事 録

令和5年度 第1回

令和5年9月22日(金)開催

1 日 時 令和5年9月22日(金) 10時03分～11時06分

2 場 所 秋田県教育会館 会議室

3 出 席 者

(1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵯峨 宏 長岐和行

労働者委員 3名中3名出席

伊藤 徹 佐藤伸幸 吉田大輔

使用者委員 3名中3名出席

小野秀人 木村 鋭 善 英喜

(2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

木村 忍 後藤正文 佐藤成樹

使用者委員 3名中3名出席

佐藤宗樹 瀧澤 薫 若泉裕明

(3) 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 臼木智昭 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

阿部満昭(途中出席) 佐藤伸幸 牧野正人

使用者委員 3名中2名出席

小玉博貴 境田未希

(4) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会

公益委員 3名中3名出席

伊藤慎一 嵯峨 宏 堀井 潤

労働者委員 3名中3名出席

小野寺郁哉 保坂 元 三浦孝博

使用者委員 3名中3名出席

小河原欣也 金田弥生 佐々木俊幸

[事務局] 秋田労働局

立花労働基準部長 佐藤賃金室長 佐々木賃金指導官
後藤賃金係 杉本賃金調査員

4 議 題

- (1) 秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 各特定最低賃金各専門部会の意見聴取の方法について
- (3) 各特定最低賃金の発効日の統一について
- (4) 秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方について
- (5) その他

5 配付資料

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 資料番号 1 | 秋田県特定最低賃金専門部会委員名簿 |
| 資料番号 2 | 関係労使の参考人意見書(案) |
| 資料番号 3 | 令和5年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表 |
| 資料番号 4 | 各特定最低賃金専門部会の第2回以降開催予定日一覧表 |
| 資料番号 5 | 秋田地方最低賃金審議会 令和5年度審議方針 |
| 資料番号 6 | 秋田県特定最低賃金の改正決定について(諮問文の写) |
| 資料番号 7 | 秋田地方最低賃金審議会 運営規程 |
| 資料番号 8 | 秋田地方最低賃金審議会 専門部会運営規程 |
| 資料番号 9 | 秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書 |
| 資料番号 10 | 県内金融経済概況(2023年7月24日 日本銀行秋田支店) |
| 資料番号 11 | 秋田県内経済情勢報告(令和5年7月 秋田財務事務所) |
| 資料番号 12 | 秋田県鉱工業生産指数月報(令和5年6月分 秋田県) |
| 資料番号 13 | 特定(産業別)最低賃金対象産業 |
| 資料番号 14 | 特定最低賃金について(決定・改正までのプロセス) |

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和5年度秋田地方最低賃金審議会「第1回秋田県特定最低賃金合同専門部会」を開催いたします。委員の皆様には、大変ご多忙の中、本日の日程確保にご協力いただきましたことにお礼を申し上げます。

特定最低賃金の審議の流れにつきましては、資料14としてお示ししておりますが、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局から簡単に説明させていただきます。

○佐藤賃金室長

それでは私から経過等について説明させていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年3月、既設の4業種の特定最低賃金の改正について、日本基幹産業労働組合連合会秋田県本部委員長、JAM秋田会長、自動車総連秋田地方協議会議長から意向表明がなされ、その後申出期限の7月末までに4業種の特定最低賃金について、いずれも労働組合から適用労働者のおおむね3分の1以上の労働協約の締結がなされた旨を示す労働協約ケースの改正申出がなされました。

8月7日、本審において4業種の特定最低賃金について、改正の必要性の有無について労働局長が諮問し、8月23日特別小委員会において全会一致で改正の必要性ありと議決し、同日の本審において審議会から労働局長あて答申されました。

これを受けて、同日、労働局長が既設4業種の特定最低賃金について改正決定の調査審議を求めたため、審議会は、専門部会委員の推薦を受けた委員により、専門部会を立ち上げたものです。

よって、これから行われる特定最低賃金専門部会は、秋田地方最低賃金審議会の専門部会として4業種の特定最低賃金額の改正について審議を行っていただくものであります。

今回は、本年度第1回目の専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行役を務めさせていただきます。

各専門部会の委員につきましては、令和5年9月8日付け辞令を机上配付させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○杉本賃金調査員

本日は、専門部会ごとに、非鉄 公益3名、労働者側3名、使用者側3名、電子 公益3名、労働者側3名、使用者側3名、自動車製造 公益3名、労働者側2名、使用者側2名、自動車小売 公益3名、労働者側3名、使用者側3名の委員が出席されております。

各専門部会とも最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上」または「各側委員の3分の1以上」の出席が得られましたので、4つの専門部会がそれぞれ成立しましたことをご報告いたします。

各専門部会の委員の構成につきましては、お手元の資料1「各特定最低賃金専門部会委員名簿」を読み上げまして、委員の皆様のご紹介とさせていただきます。

非鉄金属製錬・精製業 公益代表 伊藤委員、嵯峨委員、長岐委員、労働者代表 伊藤委員、佐藤委員、吉田委員、使用者代表 小野委員、木村委員、善委員。

電子部品・デバイス等製造業 公益代表 臼木委員、長岐委員、堀井委員、労働者代表 木村委員、後藤委員、佐藤委員、使用者代表 佐藤委員、瀧澤委員、若泉委員。

自動車・同附属品製造業 公益代表 伊藤委員、臼木委員、堀井委員 労働者代表 阿部委員は渋滞ということで途中出席の予定でございます。佐藤委員、牧野委員、使用者代

表 小玉委員、境田委員、時田委員は本日欠席となっております。

自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業 公益代表 伊藤委員、嵯峨委員、堀井委員、労働者代表 小野寺委員、保坂委員、三浦委員、使用者代表 小河原委員、金田委員、佐々木委員。

本年度における特定最賃専門部会の円滑な運営につきまして、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、当局の職員を紹介させていただきます。初めに、労働基準部長の立花です。続いて、事務局であります賃金室職員でございますが、賃金室長の佐藤です。賃金指導官の佐々木です。賃金係の後藤です。

最後になりますが、私、賃金調査員の杉本でございます。何かと不手際な点もあろうかと思いますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

議事に先立ち、立花労働基準部長より挨拶を申し上げます。

○立花労働基準部長

皆様おはようございます。秋田労働基準部長の立花でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆様には、日頃より労働行政の推進に格別のご理解ご協力を賜っておりますとともに、本年度の特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご存じのとおり、秋田県最低賃金につきましては、10月1日から現在の時間額853円を44円引上げて897円となりますが、この秋田県最低賃金につきましては県内で働く全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、都道府県、地域ごとに決定することが義務付けられているものであります。

一方で、本日からご審議いただく特定最低賃金については、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、審議会が秋田県最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業ごとに設定されているものであります。

そのため、特定最低賃金につきましては、セーフティネットとしての地域別最低賃金とは異なり、関係労使のイニシアティブにより決定されていくべきものとなります。

各専門部会の委員の皆様には、コロナ禍からの経済活動正常化の動きが続いてはいるものの諸物価の高騰、原材料不足、人手不足といった経済・雇用情勢等への影響が懸念されている中の審議となります。

特定最低賃金の趣旨を踏まえまして、各産業の状況や動向等についても十分ご留意いた

だきながら全会一致の議決に向けましてご審議いただきますようお願いいたします。

本日は、このあと事務局から、専門部会の日程等について説明をさせていただきます。

各専門部会とも日程上、集中的にご審議いただくことになり、委員の皆様には大変なご負担をおかけすることになるかと思いますが、十分にご審議と円滑な専門部会の運営にご理解ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

それでは議事に入ります。議題の1は「秋田県特定最低賃金各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」です。部会長は、最低賃金法第24条第2項の規定の例により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」となっており、また、部会長代理は、同条第4項の規定の例により「選挙された者が部会長の職務を代理する。」となっておりますが、従前より「公益委員の話合い互選」により選出された委員を、部会長並びに部会長代理と決定している経緯がございますが、この選出方法にご異議ございませんでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

ご異議なしとの声ございましたので、そのように進めさせていただきます。

それでは、公益委員を代表して堀井委員からご報告をお願いいたします。

○堀井委員

ご指名いただきました堀井でございます。公益委員で、事前に協議しておりますので、ご報告いたします。非鉄金属関係の専門部会については、部会長は長岐委員、部会長代理は嵯峨委員、電子部品関係の専門部会については、部会長は白木委員、部会長代理は長岐委員、自動車製造関係の専門部会については、部会長はわたくし堀井、部会長代理は伊藤委員、自動車小売関係の専門部会については、部会長は伊藤委員、部会長代理はわたくし堀井です。よろしくお願いいたします。

○杉本賃金調査員

各専門部会の部会長並びに部会長代理について、ただ今、堀井委員からご報告いただきましたとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

それでは、報告のとおり決定いたします。

部会長、部会長代理が決まりましたので、これからの議事進行は、各専門部会を代表して、長岐部会長にお願いしたいと存じますが、如何でしょうか。

○委員多数

異議なし。

○杉本賃金調査員

それでは以後の進行は、代表して長岐部会長にお願いいたします。

○長岐部会長

皆様、おはようございます。やっと気温も少し下がってまいりましたが、まだまだ暑い日が続いております。

これから令和5年度の特定最低賃金専門部会の審議が始まります。特定最賃は、例年、年内発効を目指しておりますので、委員の皆様には、何かとお忙しいこととは存じますが、効率的な審議会運営にご協力を賜りますよう、他の専門部会の部会長、部会長代理ともどもよろしくお願いいたします。

それでは、議題の2の「各特定最低賃金専門部会の意見聴取の方法について」を審議いたします。

事務局から提案理由を説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、説明させていただきます。意見聴取の方法につきましては、平成20年度から書面により行っております。この経緯につきましては、関係者の方々の負担の軽減という観点から実施しているものでございますが、今年度も昨年までと同様に書面による意見聴取という方法で行なわせていただくことを、提案させていただきます。

併せまして、お配りしております資料2で、参考人意見書の案を提示させていただいております。

この参考人意見書案につきましては、労働者側用と使用者側用とで区別しておりますが、4件の特定最低賃金で同一の様式を使用させていただきたいと思っております。

なお、意見書の様式につきましては、昨年度、賃金の引上げ状況についての設問がやや硬直的とのご指摘がありましたことから若干、変更をさせていただいております。

以上について、提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

○長岐部会長

事務局の意見聴取の方法について質問、意見はございますか。

特にないようですので、4件の特定最賃の意見聴取の方法は、資料2にあるとおりこの様式で書面によることといたします。よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

次に、参考人意見書の様式ですが、事務局からの説明では、労使ともに事前に確認いただいた際には、意見なしということでしたが、様式について、新たなご意見がありますか。

特にないようですので、意見聴取のための書面の様式は案のとおりとします。提出期限等について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、参考人からの意見聴取につきましては、書面により行うことをご承認いただきましたので、さっそく、意見書の提出をお願いしたいと思います。

提出された意見書につきましては、第2回の専門部会の前までに、労使の各側委員の皆様にも内容を確認していただきたいと考えております。

したがって、これに要する時間等を考慮いたしますと、議題の4の秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方についてとも関連いたしますが、第2回目の専門部会の前まで、具体的には、非鉄金属につきましては9月28日の木曜日、電子部品につきましては9月28日の木曜日、自動車製造につきましては9月26日の火曜日、自動車小売につきましては10月3日の火曜日、繰り返しますと、非鉄金属9月28日木曜日、電子部品9月28日木曜日、自動車製造9月26日火曜日、自動車小売10月3日火曜日までに、事務局あてメールにて意見書をご提出いただきたいと思いますと考えております。

なお、自動車製造につきましては、日数的に余裕がなく誠に申し訳ありませんが、ご協力よろしく願いいたします。以上でございます。

○長岐部会長

ただ今、意見聴取の書面の提出期限について事務局から説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

特にないようですので、それではタイトな日程となっておりますが、事務局が設定した

期限までに提出いただきますようよろしくお願いいたします。

次に議題の3の「各特定最低賃金の発効日の統一について」を審議いたしますので、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、「各特定最低賃金の発効日の統一について」説明させていただきます。

秋田県では、以前より4つの特定最低賃金の改定発効日を統一しているところでございます。この経緯としたしまして、県内で適用される労働者あるいは事業主が覚えやすいということと、事務手続が簡便になるということで、全国的にも発効日を統一させる方向で進んでおります。

資料3をご覧ください。令和5年度答申日別最短効力発生予定日一覧表(抜粋)になります。この表は、10月中に答申があった場合の法定の発効予定日等を表しています。

この発効予定日についてですが、一番左、番号の隣に答申日がございますが、例えば、一番上の10月1日に答申をいただければ異議申出や官報公示等の手続を経て、11月29日に発効になるという早見表でございます。

発効までは、答申日以降、異議申し出や官報公示を経て初めて発効となりますので、円滑な審議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、資料4をご覧ください。第2回、第3回専門部会の開催予定一覧になります。第2回目の専門部会が一番早いのは自動車製造の9月28日、第3回目の専門部会が一番遅いのは、非鉄金属の10月19日となっております。10月4日につきましては、午前中に非鉄金属、午後に電子部品の専門部会を開催する予定となっております。専門部会の日程調整には事務局といたしましても大変苦慮したところでございます。

また、資料5をご覧ください。7月4日に開催されました第1回本審でご承認いただいております今年度の審議方針でございます。

特に、この審議方針の1の「審議の効率化」についてであります。1の(1)のエに『各専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること。』とありますのは、審議の効率化を図るために設けられた項目でございます。

具体的には、各専門部会において第3回までに全会一致での結審となった場合には最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用して本審の決議となりますが、仮に専門部会で全会一致とならず採決を行うようなこととなりますと、後日、改めて本審を開催して採決する必要がございます。しかしながら、現時点では、本審の日程を確保しておりません。改めて日程調整する必要がありますので、10月末までの開催は極めて難しい状況でございます。

このため、3回の専門部会を経ても結審できない場合には、4回目の専門部会を開催して全会一致を目指したいと考えますので、その場合には10月25日までに開催できるよう

改めて日程を調整させていただき、10月25日に答申があった場合の最短の発効日である12月24日を、今年度の統一発効日とさせていただければと思います。

この発効日の統一によって、一部早めに結審している業種の労働者にとりましては、最低賃金改定の効果が遅れるという影響はございますが、効果的な周知や事務効率化等々の観点から、各委員の皆様にも是非ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○長岐部会長

ただ今の事務局の説明について質問・意見等ございますか。もしくは不明な点はございませんか。

私司会しておりますが、教えてください。誤解があればいけないので審議をしていく上で事務局の説明、事務局の会に対する円満な審議発効日を12月24日にすることまでは承りました。ただ、これは、初めての方は特に感じるかと思いますが、これはあくまでも会の運営に当たってこうして欲しい、委員皆が協力しあって、この24日を目指そうという意味であります。ですので、法的な拘束力を持つものではないということ、ですから4回目もある。無いようには祈りますが、中々困難なのでお互い審議を円満にしていきたいという趣旨です。

それから、令和5年度の答申日別効力発生予定の早見表の説明がありましたが、この早見表によると、土日の答申日が多いように感じられますが、この土日の答申はどのように行うのでしょうか。

○佐藤賃金室長

現実的には土日は開催しません。

○長岐部会長

土曜日の前の金曜日、その前の審議日。

○佐藤賃金室長

第3回の最後が非鉄の10月19日です。専門部会によってはその前に第3回を行っておりますので、それまでに日程が調整できれば第4回をセットすることになりますし、遅くても10月25日までに専門部会第4回を開催して答申をいただかないと、12月24日発効に間に合わないことになります。

最悪、もしかしたら、土日での開催は可能性としてはゼロではありません。

○長岐部会長

土曜、日曜やりたいという意味で質問したわけではありませんが、資料4の日程のとおり

り円満に協議が進めば、土日はなく、4業種すべてが12月24日に発効となるという理解でよろしいですか。

○佐藤賃金室長

はい。

○長岐部会長

司会者が質問して申し訳ございません。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

特にないようですので、それでは、各特定最賃の発効日を可能な限り統一することとし、各専門部会においては、事務局から説明があったとおり、12月24日に発効できるよう審議をすすめることでよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは各専門部会において、12月24日に発効できるよう審議をお願いします。

次に、議題の4の「秋田県特定最低賃金の各専門部会の審議の進め方について」を審議いたします。

初めに、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは改めて、資料4の「第2回、第3回の各専門部会の開催予定日一覧表」をご覧ください。まず、審議の進め方ですが、第2回目の専門部会では、書面による参考人の意見聴取、基本的な考え方と金額提示を予定しております。可能であれば金額審議まで進めていただければと思っております。

その後、第3回目の専門部会におきましては、引き続き金額審議を予定しております。具体的な審議日程につきましては、この開催予定日一覧表のとおり進めさせていただきたいと考えております。

第3回目に結審できませんと、再度、日程調整をさせていただき第4回目専門部会をセットすることになりますが、先程もお話しさせていただきましたが、日程確保が非常に困難な状況でございますので、場合によっては夕方5時以降の時間帯を含め、改めて日程調整させていただくこととなります。

何卒、3回目までの専門部会で結審できますようご審議をお願いできればと考えており

ますので、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各委員の出欠状況につきましては、予め確認させていただいた予定により表記させていただいております。

委員の皆様には再度ご確認いただきますとともに、当初の予定ではご都合がつかないと回答された方につきましても、調整が可能でございましたら、事務局へご連絡のうえ是非ご出席いただきますようお願いいたします。以上です。

○長岐部会長

第2回と第3回の審議の日程についての説明、義務ではありませんが、各部会の委員の皆様、審議状況によりますが今年の特定最低賃金は事務局から提案があった12月24日に発効できるよう審議を重ねてお願いします。質問や意見がございませんね。

○委員多数

異議なし。

○長岐部会長

それでは次に、議題の5の「その他」であります、事務局で何かありますか。

○佐藤賃金室長

それでは、本日提出している資料について簡単に説明させていただきます。資料6でございますが、こちらは特定最低賃金の改正決定の諮問文の写でございます。この写にありますとおり令和5年8月23日に労働局長から審議会会長に諮問がなされております。

続きまして資料7は、秋田地方最低賃金審議会運営規程でございます。また、資料8は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程でございます。

この運営規程によりまして審議会を進めていただくこととなりますが、内容的には文字通り、ほとんどが審議会の運営に関する事項について書かれているものでございます。

この運営規程に基づき、事務局が責任を持って、審議会、専門部会を運営させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員の皆様にご承知おき願いたいのは、資料8の秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程の第7条「会議の公開」と第8条「議事録及び議事要旨」でございます。

第7条第1項には会議は、原則として公開すると書かれておりますが、近年、最低賃金に関する社会的関心が高まっており、審議会の透明性が求められていることにご理解ください。

ただし、金額審議等で「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見

の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。」と判断された場合には、部会長が会議を非公開とすることができるということとなっております。

金額審議におきましては、例年、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして非公開としておりますが、その都度、非公開の理由を明示していただき、委員の皆様のご承認をいただいた上で、非公開としておりますので、よろしくお願いたします。

また、第8条第1項には、会議の議事については議事録を作成することになっております。この議事録等につきましては、情報公開の対象となっておりますので、こちらもお承知お願いたします。

次に、資料9でございますが、「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金の取扱いに関する覚書」でございます。3では、「特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されており、中略しまして、可能な限り全会一致に向けて努力するものとする。」としているところでございますので、何卒よろしくお願いたします。

続きまして、資料10は、日本銀行秋田支店が7月24日に発表しました県内金融経済概況でございます。この資料につきましては、新しいものが出ましたら、随時、最新のものを提供させていただきたいと思っております。

続きまして資料11は、東北財務局秋田財務事務所が7月に発表しました県内経済情勢報告です。この資料も同様に、随時、最新のものを提供させていただきたいと思っております。

資料12は、秋田県鉱工業生産指数月報でございます。これは8月31日に秋田県から発表されたものでございます。この資料も同様に、随時、最新のものを提供させていただきたいと思っております。

次に資料13でございます。産別4業種に該当する産業について、日本標準産業分類に基づいて整理した表でございます。

ここに表示する産業以外は、地域別最賃が適用されるということになります。事業場が特定最賃なのか、地域別最賃に適用されるのかは、非常に重要なところであり、審議会でもどういう産業について、金額を決定しているのかをしっかりと理解していただくことは、とても重要でございますし、申出の労使に該当するのかどうかを確認しなければならないという場合もございます。

特に注意していただきたいのは、電子部品関係でございますが、特定最賃が該当となる産業分類が複雑ですので、非該当となる産業も載せてございます。この非該当となっている部分は地域別最賃が適用されることとなります。

資料14は、特定最低賃金の審議の流れになります。冒頭で説明させていただきましたが、特定最低賃金が定められている4業種すべてについて特別小委員会において「改定の必要性あり」と決定されており、今後は、金額について審議していただくということになります。

す。裏面は全国の特定期最低賃金の設定状況となります。

続きまして、今薄緑色の資料を説明させていただきましたが、それとは別に、机上配付しております資料について簡単に説明いたします。

1つ目は、「令和4年度 特定最賃改正申出に係る協約等の最低賃金額調」でございます。こちらは、各特定最賃の専門部会ごとに配付しております。公益委員の皆様には4業種全て配布させていただきました。

特定最賃の場合、秋田県では労働協約ケースでの改正申出がなされておりますが、この場合には賃金の最低額に関する労働協約の写しを提出いただいているところでございます。

ここで注意していただきたいことは、労働協約の賃金の最低額を超えた最低賃金額には改定できないということです。

この理由は、法的に明文化されておきませんが、特定最賃は関係労使のイニシアティブで設定されるものであり、特に労働協約ケースでは、決定される最低賃金額の水準も関係労使が合意した協約額が基礎となります。

複数の金額の異なる労働協約の申出の場合、その中の最も低い協約の賃金額が共通の協約額となり、仮にこの額を超えて法定最低賃金を決定することは当該協約を無効にすることになり、このことは協約を締結した関係労使の意向に反するものと考えられているからでございます。

従って、関係労使が合意した共通の協約額、即ち最も低い協約額を超えて最低賃金額を決定することは制度の性格から認めがたく、協約額の最下限が金額審議における事実上の上限となります。

第2回目の専門部会では、基本的考え方を述べていただくとともに、金額提示をお願いする予定になっておりますので、この点につきましても、ご留意いただきますようお願いいたします。

2つ目は、リーフレットを3枚配付させていただいております。一つは、地域別最低賃金のリーフレットでございます。このあと、ポスターやリーフレットを県内の各自治体、事業者団体、労働団体、教育機関、図書館などに郵送いたしまして、掲載等につきまして依頼することとしております。

ほかに、最低賃金引上げに向けた支援策ということで、秋田働き方改革推進支援センターのリーフレットと事業場内最賃引上げに向けた業務改善助成金の8月31日から拡充された秋田県版のリーフレットをお配りしております。

最後に「令和5年度 賃金実態調査結果報告(特定最低賃金)」をお配りしておりますが、このあと、賃金指導官から説明させていただきます。私からは以上です。

○佐々木賃金指導官

賃金指導官の佐々木です。それでは、机上配付しております資料について説明いたしま

す。「令和5年度の賃金実態調査結果報告(特定最低賃金)」と書かれた資料でございます。

この資料は、審議会で使用するため取りまとめたもので公開しておりません。「委員限り」となりますので、取り扱いには十分ご注意をお願いいたします。

なお、この後ご説明いたします、項目Ⅲ、令和5年度 最低賃金基礎調査結果表につきましては、厚生労働省ホームページ及び政府統計窓口 e-Stat に11月以降に掲載される予定となっております。

それでは、表紙を開いていただきまして、1ページ「Ⅰ 賃金実態調査の概要」をご覧ください。

調査対象産業は、秋田県の4つの特定最低賃金に該当する産業となっております。

調査対象事業所の規模については、製造業につきましては、常用労働者数が1人から99人以下、また、小売業は常用労働者数が1人から29人以下の民営事業所となっております。

調査の対象月は、本年の6月となっており、実施した期間は、本年の6月1日から7月31日までの期間で、いずれの集計につきましても、当労働局において実施しております。

集計事業所数及び労働者数ですが、平成28年事業所統計調査から集計した対象事業所数と労働者数を母集団として実施したもので、ページの下に表がございます。そのうち集計した事業所数は、4業種合わせて、280事業所、労働者数は3,573人となっております。

したがって、この報告で申し上げる数字は、あくまでも調査件数から母集団数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

特定最低賃金の適用除外労働者は、表の下にあります①から④までとなっており、上の表の労働者数には含まれていますが、この後、説明します「最低賃金基礎調査結果表」では除外しております。

次の2ページには、調査対象産業集計単位を表しています。対象産業の区分は、委員の皆様へ配付しております、「令和5年度最低賃金決定要覧」230ページ以降の「日本標準産業分類」を、後ほどで結構ですので、ご覧くださいますようお願いいたします。

なお、最低賃金決定要覧につきましては、業者より正誤表が届いております。あらかじめ挟んでおりますので、無いという方は事務局までお知らせください。

資料に戻りまして、次のページは、「Ⅲ 令和5年度最低賃金基礎調査結果表」となっており、その次3ページからは、「非鉄金属製錬・精製業」の調査結果表が載っております。上段の合計欄に281人とありますが、これは、調査結果の労働者数を復元した人数の合計となっております。

その右となりの欄は、その賃金階級までに当てはまる人数を復元して表示しております。したがって、賃金階級が上がっていくと、そこまでの累計の人数が表示され、最終的には、一番上の合計欄の人数になるということになります。

5ページには、電子部品・デバイス等製造業、7ページには自動車・同附属品製造業、9ページには自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の調査結果表がございます。表

の左の賃金階級は、いずれも、それぞれの現行の特定最低賃金の10円以下まで、そして特定最低賃金額、その上については、現行の特定最低賃金のプラス50円まで1円刻みの階級を設定しております。

次に11ページ、「Ⅳ 秋田県賃金実態調査(賃金分布の概要)」をご覧ください。個々の数字の説明は省略させていただきますが、これは、産業別に、月平均賃金額や、時間額、労働時間数等を平成23年から一覧としたものでございます。

上の方の欄に、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数とありますが、用語の説明は、15ページから「Ⅵ 統計用語の解説」として載せておりますので、後ほど、ご確認下さいますようお願いいたします。

最後に13ページ「Ⅴ 秋田県特定最低賃金改定の未満率の推移、影響率の状況」をご覧ください。上段は、平成28年度以降の産業別の未満率を一覧にしたものでございます。未満率とは、現在の特定最低賃額に満たない労働者の割合を表しております。

今年度の調査結果では、非鉄金属製錬・精製業が0.0%、電子部品等製造業が3.9%、自動車・同附属品製造業が12.9%、自動車・附属品小売業が1.0%という結果となっております。

下段の影響率というのは、現行の最低賃金を引上げて改定した場合、改定後の特定最低賃額に満たない労働者の割合を表したもので、1円引上げた場合から44円引上げた場合までの影響率をそれぞれ記載しております。実態調査結果の説明については以上でございます。

続きまして、先ほど賃金室長よりご説明のありました、リーフレットの説明をさせていただきます。「最低賃金の引上げに関連する中小企業・小規模事業者への支援について」ご説明いたします。机上配付しております「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットをご覧ください。

働き方改革に取り組む事業主の支援を目的として、社会保険労務士等の専門家が様々なことについてワンストップで無料相談に応じるべく、秋田労働局が秋田県社会保険労務士会に委託している事業となります。相談方法はフリーダイヤルによる電話相談、来所による相談、メールによる相談、専門家の個別訪問による相談、出張相談会での相談があり、そのほかにも研修会などに講師を無料派遣しています。

最低賃金に関する部分としては、賃金引上げに活用できる支援策や各種助成金の活用などについて相談に応じております。

続きまして、「業務改善助成金の制度が拡充されました！」のリーフレットをご覧ください。こちらは本省作成のリーフレットを秋田局版として作成したものです。

この助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・訓練事業などの設備投資を行った場合に、その費用の一部を助成するものとなりますが、8月31日から、リーフレットの2.拡充のポイントのとおり、①対象事業場の拡大、②賃金引き上げ後の申請、③助成率区分の見直しについての拡充が行われま

した。

また、秋田局版のリーフレットの裏面には、助成金の内容がより分かりやすくなるように5.活用事例も掲載させていただいております。

業務改善助成金の申請件数は、全国で令和2年度は805件、令和3年度は、8月1日から内容を大幅に拡充した結果、4,756件と大幅に増加し、令和4年度も5,489件と伸びております。

今年度の8月末までの「業務改善助成金」の申請件数は全国で3,631件、秋田局は23件となっており、10月1日の新最低賃金発効にともない、ますます増加するものと思われまます。

秋田労働局としては、9月8日付けで、県の振興局、県内市町村、商工会議所等、関係団体、地方情報誌に対し、改定最低賃金の周知広報と併せ、業務改善助成金、雇用調整助成金の周知広報を行いました。

また、助成金の申請・支給の窓口である雇用環境・均等室と賃金室が連携しホームページへの掲載、事業主団体への周知依頼及び各種会合等での説明等、組織を上げた周知に取り組んでいるところでございます。今後もさらに可能な限り積極的な周知・広報を行っていく予定でおります。

委員の皆様におかれましても、機会をとらえて各種制度の利用勧奨・広報等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○長岐部会長

ただ今の事務局の説明について、何かご質問等ございますか。

特にないようですので、本日の審議は終了したいと思います。次回、2回目の専門部会においては、書面による参考人の意見聴取、労使各側からの「基本的な考え方」と「金額提示」、さらに、可能であれば金額審議をお願いすることになります。

先ほど事務局から審議の進め方について、可能な限り12月24日発効できるように、そして第3回までに全会一致で結審できるようにとの説明がありましたので皆様よろしくお願いたします。

それでは、各側とも次回までに文書及び資料等により、「基本的な考え方」を取りまとめいただき、実質的な金額審議に入れるよう、ご準備をお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の特定最低賃金合同専門部会を閉会します。

お疲れ様でした。